

第6 設立認可後に必要な手続き

1 法人設立登記

社会福祉法人は、設立の認可を受けたのち、組合等登記令（以下「登記令」といいます。）の定めるところにより、その設立の登記をしなければならず（法第29条第1項）、主たる事務所の所在地においてこの登記をすることによって、成立します（法第34条）。

また、登記すべきとされた事項については、登記後でなければ、これを第三者に主張することができません（法第29条第2項）。

(1) 登記事項（登記令第2条第2項）

- ア 目的及び業務（定款例第1条に掲げる目的、事業の種類及び内容、公益事業及び収益事業がある場合は当該事業）
- イ 名称（定款例第2条の名称）
- ウ 事務所の所在場所（定款例第4条の事務所の所在地。従たる事務所を置くときはその所在地。所在地は、県名以下番地まで記載）
- エ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格（理事長）
- オ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- カ 資産の総額（財産目録記載の基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産を現金に評価した額の合計から、負債を差し引いた額）

(2) 登記の時期

設立認可書が到着した日から2週間以内（登記令第2条第1項 登記令第24条）

2 財産の移転

社会福祉法人の資産となるべき財産については、設立が認可されることを条件として贈与契約が交わされることが通例であるため、設立の認可を受けその登記をした後、遅滞なく法人への移転を受けなければなりません。

また、その移転を完了した後1か月以内に、〔所轄庁（松阪市）〕にこれを証する書類を添えて、報告をしなければなりません（規則第2条第4項）。

(1) 財産移転報告書類

- ア 報告書（様式32・91頁）
- イ 添付書類
 - (ア) 財産目録 設立認可申請の添付書類と同じもの（日付は法人設立年月日）
 - (イ) 不動産の登記事項証明書の写し 設立時に不動産を譲渡された場合又は土地に地上権等権利を設定した場合
 - (ウ) 預貯金通帳写し及び預貯金等残高証明の写し 寄附があり、それを銀行等に預けた場合
 - (エ) 受領書の写し 現金等動産の寄附申込みがあった場合、その寄附者に発行したものの写し
 - (オ) 法人の登記事項証明書
 - (カ) その他財産の移転を受けたことを証明する書類

(2) 提出部数 正本 1部

令和 年 月 日

(あて先) 松阪市長 ○○ ○○

社会福祉法人 ○○○会
事務所所在地
理事長

財産移転完了報告について

令和 年 月 日付認可になった社会福祉法人 ○ ○ 会の設立当初の贈与財産は、別添証憑書類のとおり移転完了しましたので、社会福祉法施行規則第2条第4項により報告いたします。

(添付書類)

- 1 財産目録
- 2 不動産の登記事項証明書の写し
- 3 預貯金通帳の写し及び預貯金等残高証明書の写し
- 4 受領書の写し
- 5 法人の登記事項証明書の写し
- 6 その他財産の移転を受けたことを証明する書類